

第3次湖西市男女共同参画 推進計画



はじめに

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を…女と男プランこさい」を、平成23年3月に「女と男プランこさい（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、様々な施策を推進してまいりました。

近年、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が変化し、新しいニーズや課題への対応が必要となる中で、本市における男女共同参画の推進に向けた事業の成果は少しずつあらわれてきています。平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」は、その成果の一つといえるのではないのでしょうか。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識や慣習は依然として残っていることも事実です。

以上のことから、さらなる男女共同参画を推進するために、「第3次湖西市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画では、男女の人権の尊重、男女が対等に参画する機会の確保、家庭生活と社会生活の両立の3点を重要な取組と位置づけ、男女がいきいき輝くまちを目指して、施策の推進を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民、事業者、市民団体、教育関係者が互いに連携し、一丸となって取り組むことが重要でありますので、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました湖西市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、意識調査などにご協力いただいた多くの皆様にこころからお礼申し上げます。

平成28年3月



湖西市長 三上 元

目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 策定のポイント	1
4. 計画の位置づけ	2
第2章 湖西市の現状と課題	3
1. 湖西市を取り巻く環境	3
2. 市民意識調査	6
3. 第2次計画の評価	15
第3章 施策の内容	19
1. 基本理念	19
2. 目指すべき方向性	19
3. 施策の体系	20
4. 基本目標及び施策の方向	22
基本目標1 男女の人権の尊重	22
基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶	23
基本目標3 制度及び慣行への配慮	25
基本目標4 男女が対等に参画する機会の確保	27
基本目標5 家庭生活と社会生活の両立	30
基本目標6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮	33
基本目標7 国際的視点に立った男女共同参画	35
第4章 計画の推進	37
1. 計画を推進する体制の整備	37
2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開	38
3. 数値目標の設定による推進	38
第5章 参考資料	41
1. 関連法令・計画	41
2. 計画策定の経緯	49
3. 委員名簿	50
4. 用語解説	51

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を…女と男プランこさい」（第1次計画）を、平成23年3月に「女と男プランこさい（改訂版）」（第2次計画）を策定し、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる場で家庭の責任も社会の責任も分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。しかしながら解決しなければならない課題は未だ多く存在しています。

現行の計画である第2次計画の計画期間が平成27年度末をもって満了となること、また、平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」の第20条に基本計画の策定が規定されていることから、施策の進行状況や社会経済情勢の変化により生じた課題等に対応した、新たな「第3次湖西市男女共同参画推進計画」（併せて基本計画とする。）を策定しました。

2. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	
第2次 計画								
第3次 計画	見直し・ 計画策定							
次期計画						見直し・ 計画策定		

3. 策定のポイント

（1）湖西市男女共同参画推進条例を踏まえた取組の反映

男女共同参画社会の形成に関する取組を、より総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」を踏まえた取組を反映しました。

（2）社会経済情勢を踏まえた取組の反映

防災対策の推進や発災時の対応における女性の視点の必要性、セクシュアル・ハラスメントだけではなく多様なハラスメント問題、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）など、社会経済情勢を踏まえた取組を反映しました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づいた計画です。国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」と整合を図ったものとして策定します。

また、「新・湖西市総合計画」や市の諸計画との調和が保たれた計画とします。

男女共同参画シンボルマーク

男女共同参画社会は、男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重し合い、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



男女共同参画

資料：内閣府

第2章

湖西市の現状と課題

第2章 湖西市の現状と課題

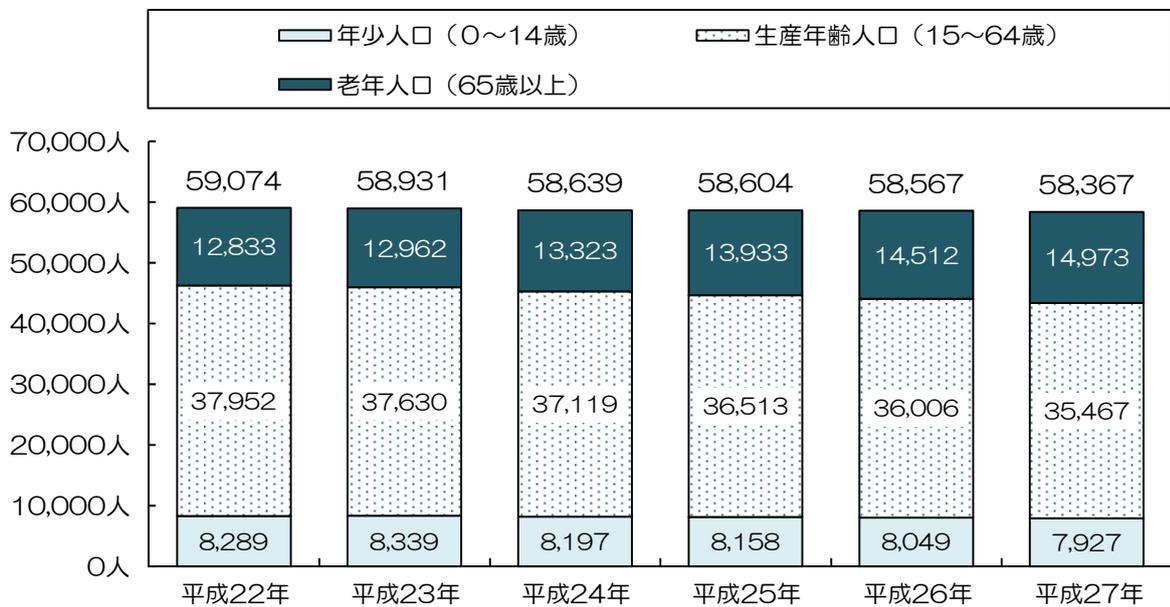
1. 湖西市を取り巻く環境

(1) 人口の状況

本市の総人口（外国籍人口は含まない）は、平成27年の住民基本台帳では58,367人となっており、平成22年以降、減少傾向にあります。年少人口が減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあり、本市でも少子高齢化が進行しているといえます。

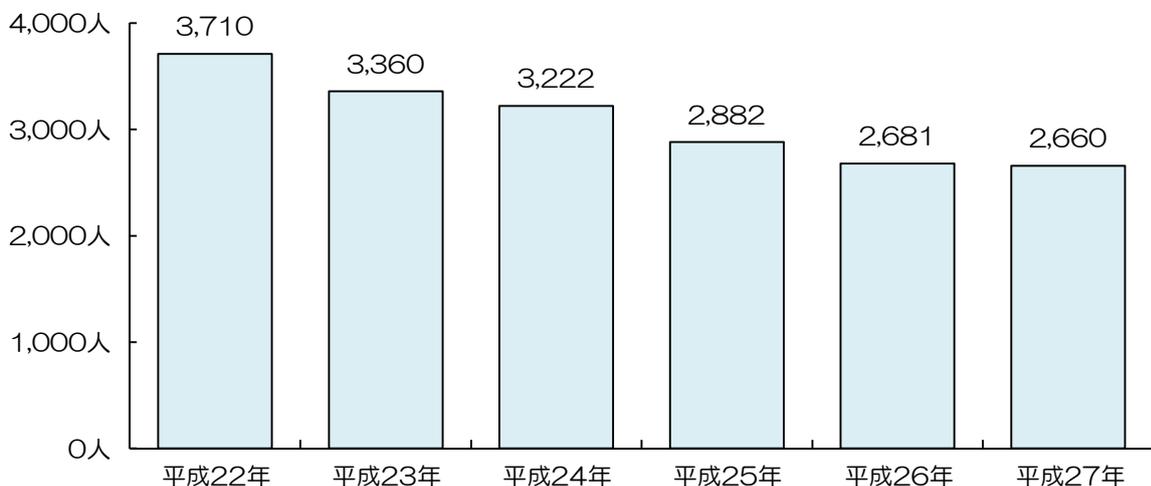
外国籍人口は、平成27年では2,660人となっており、平成22年以降、減少傾向にあります。

<総人口及び年齢3区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）
※外国籍人口は含まれていない

<外国籍人口の推移>



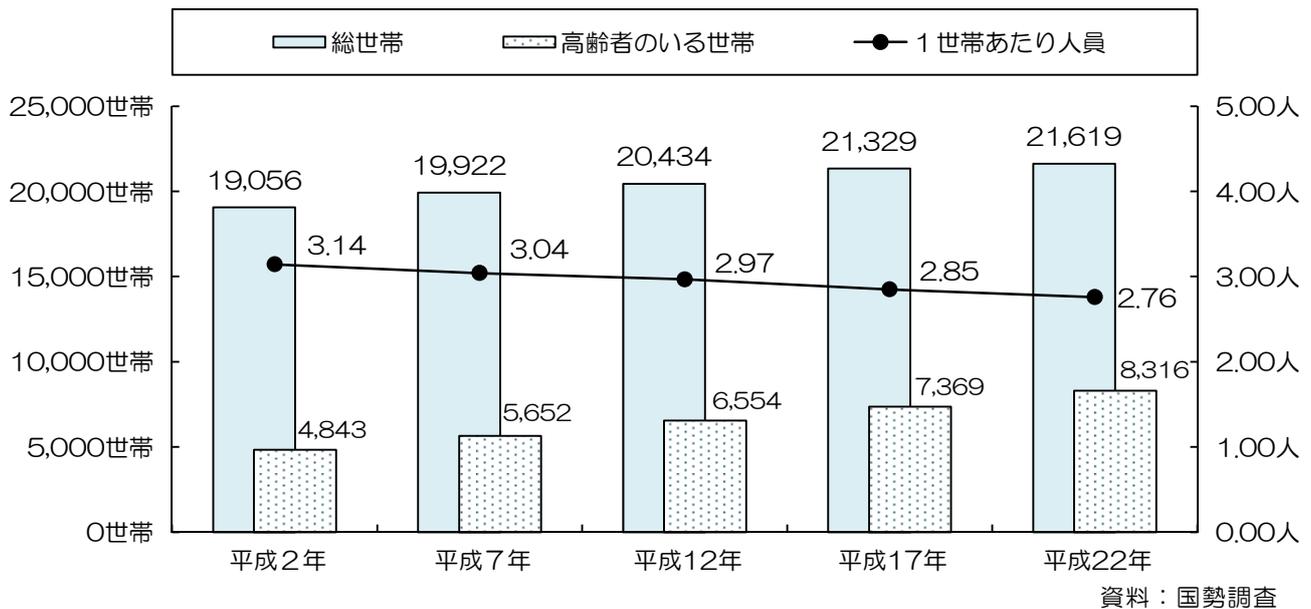
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

総世帯は、平成22年に行われた国勢調査では21,619世帯となっており、増加傾向にあります。特に高齢者のいる世帯の増加が大きく、平成22年では総世帯の38.5%を占めています。

1世帯あたり人員は減少傾向にあり、今後も多世代世帯の減少や高齢者単身世帯の増加による人員の減少が予想されます。

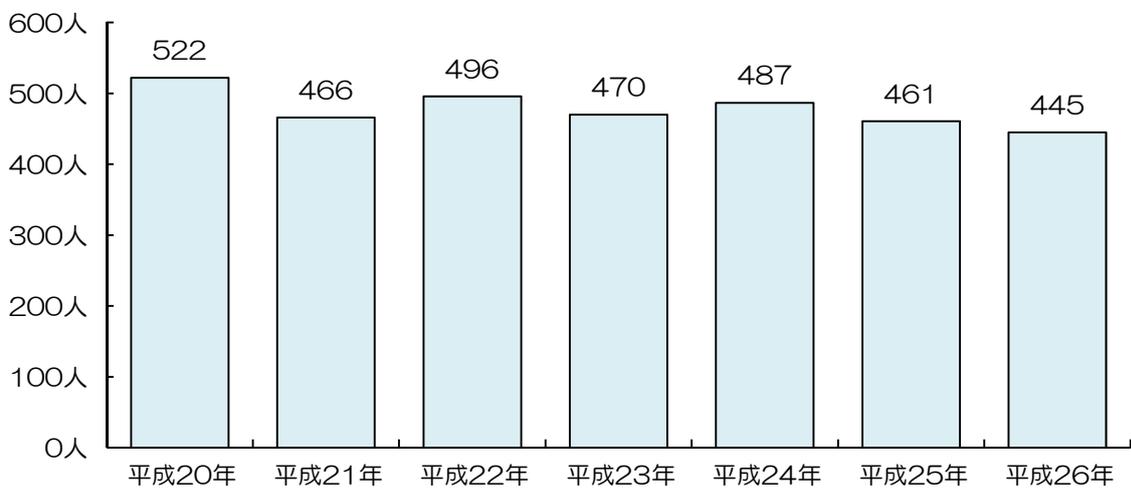
<総世帯及び高齢者のいる世帯、1世帯あたり人員の推移>



(3) 出生の状況

出生者は、平成26年では445人となっており、平成20年以降、微増減を繰り返しています。

<出生者の推移>



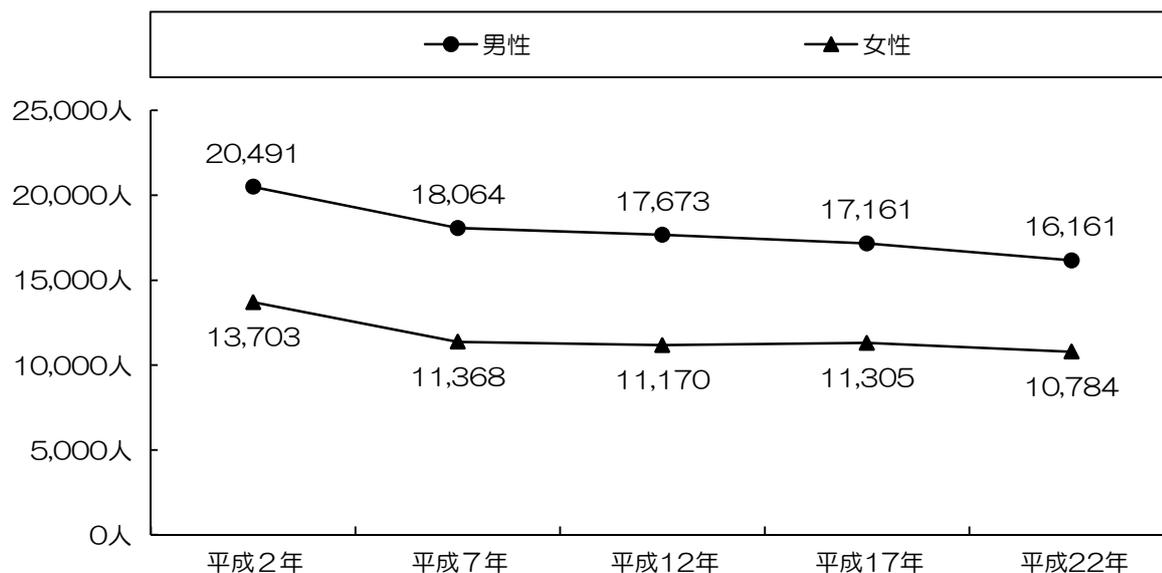
資料：静岡県人口動態統計

(4) 就業の状況

就業者は、平成22年では男性が16,161人、女性が10,784人となっており、平成2年以降、男女ともに減少傾向にあります。

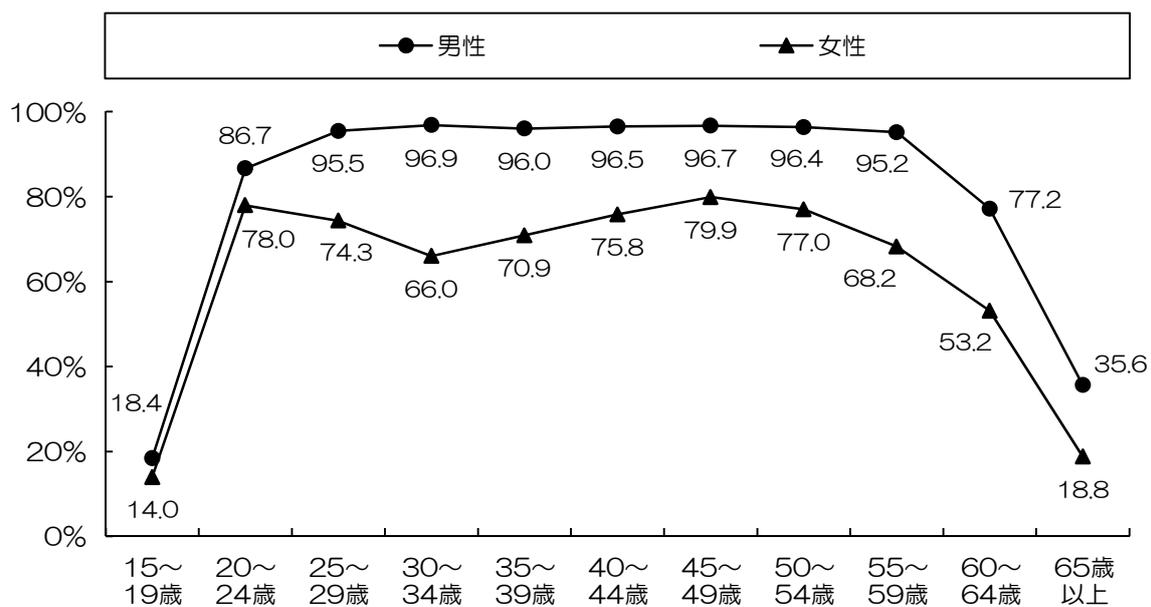
年齢階層別労働力率は、女性においては、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。

<就業者の推移>



資料：国勢調査

<年齢階層別労働力率>



資料：国勢調査（平成22年）

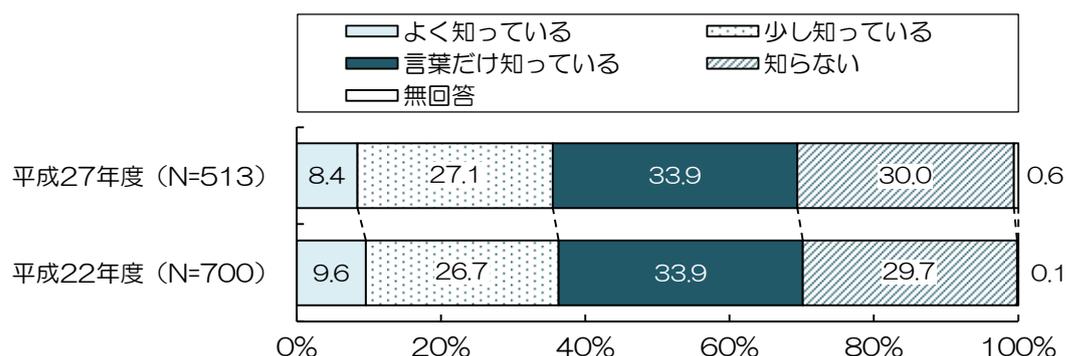
2. 市民意識調査

男女平等や男女共同参画社会の実現及び多文化共生に関する市民の考えや意見を聞くため、市内在住の18歳以上の男女1,500人を対象に男女共同参画・多文化共生に関する市民意識調査を行いました。有効回収数は513人、有効回収率は34.2%でした。

(1) 『男女共同参画』の認知

問9 『男女共同参画』という言葉・考え方についてどの程度知っていますか。

(1つを選択)

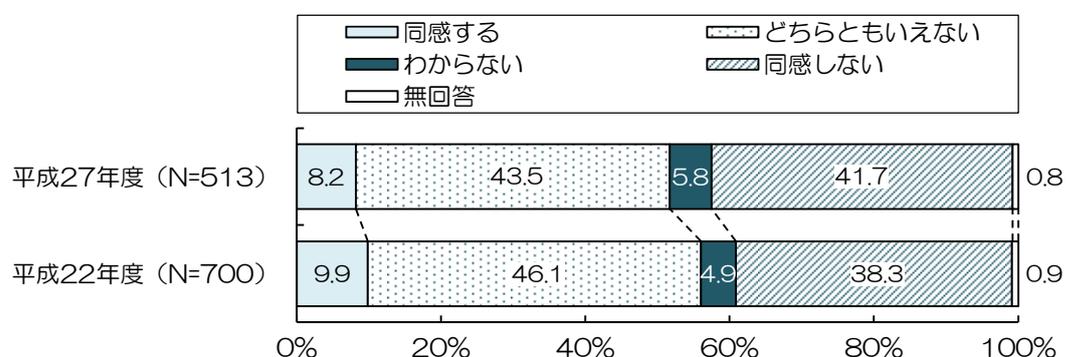


「言葉だけ知っている」が33.9%と最も多く、次いで「知らない」が30.0%、「少し知っている」が27.1%、「よく知っている」が8.4%となっています。経年比較でみると、「よく知っている」が平成27年度で8.4%と、平成22年度と比べて1.2ポイント少なくなっています。

(2) 性別役割分担意識についての考え方

問12 『男は仕事、女は家庭』というような男女の役割を固定的に考えること（性別役割分担意識）について、あなたはどのようにお考えですか。

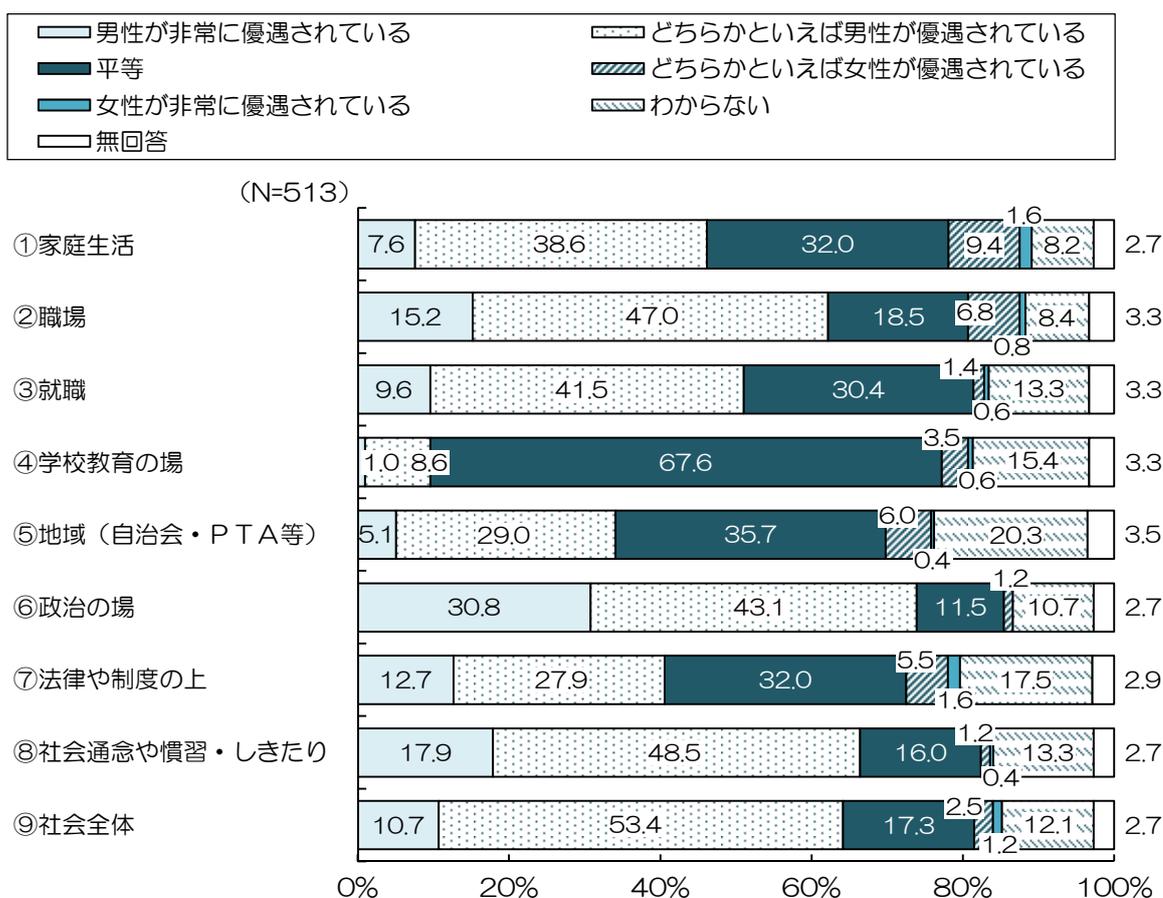
(1つを選択)



「どちらともいえない」が43.5%と最も多く、次いで「同感しない」が41.7%、「同感する」が8.2%、「わからない」が5.8%となっています。経年比較でみると、「同感しない」が平成27年度で41.7%と、平成22年度と比べて3.4ポイント多くなっています。

(3) 優遇度

問13 あなたは、次のことについて、男女の地位は平等になっていると思いますか。(それぞれ1つを選択)

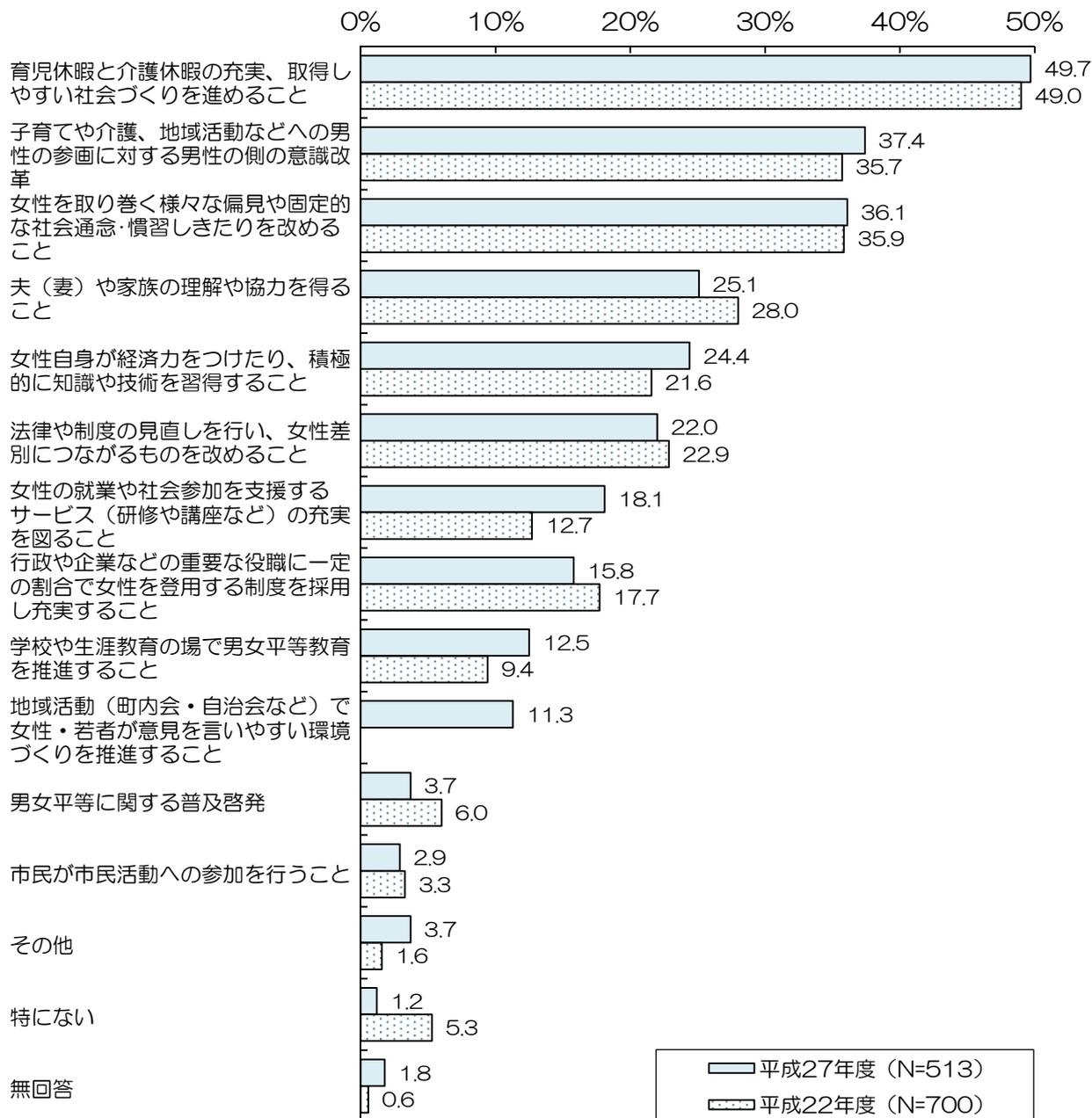


「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた『男性が優遇されている』は“⑥政治の場”で73.9%と最も多くなっています。一方、「どちらかといえば女性が優遇されている」と「女性が非常に優遇されている」をあわせた『女性が優遇されている』は“①家庭生活”で11.0%と最も多くなっています。また、「平等」は“④学校教育の場”で67.6%と最も多くなっています。

(4) 男女平等社会実現のために大切なこと

問14 男女平等社会を実現するために大切だと思うことはどのようなことですか。

(3つまで選択可)

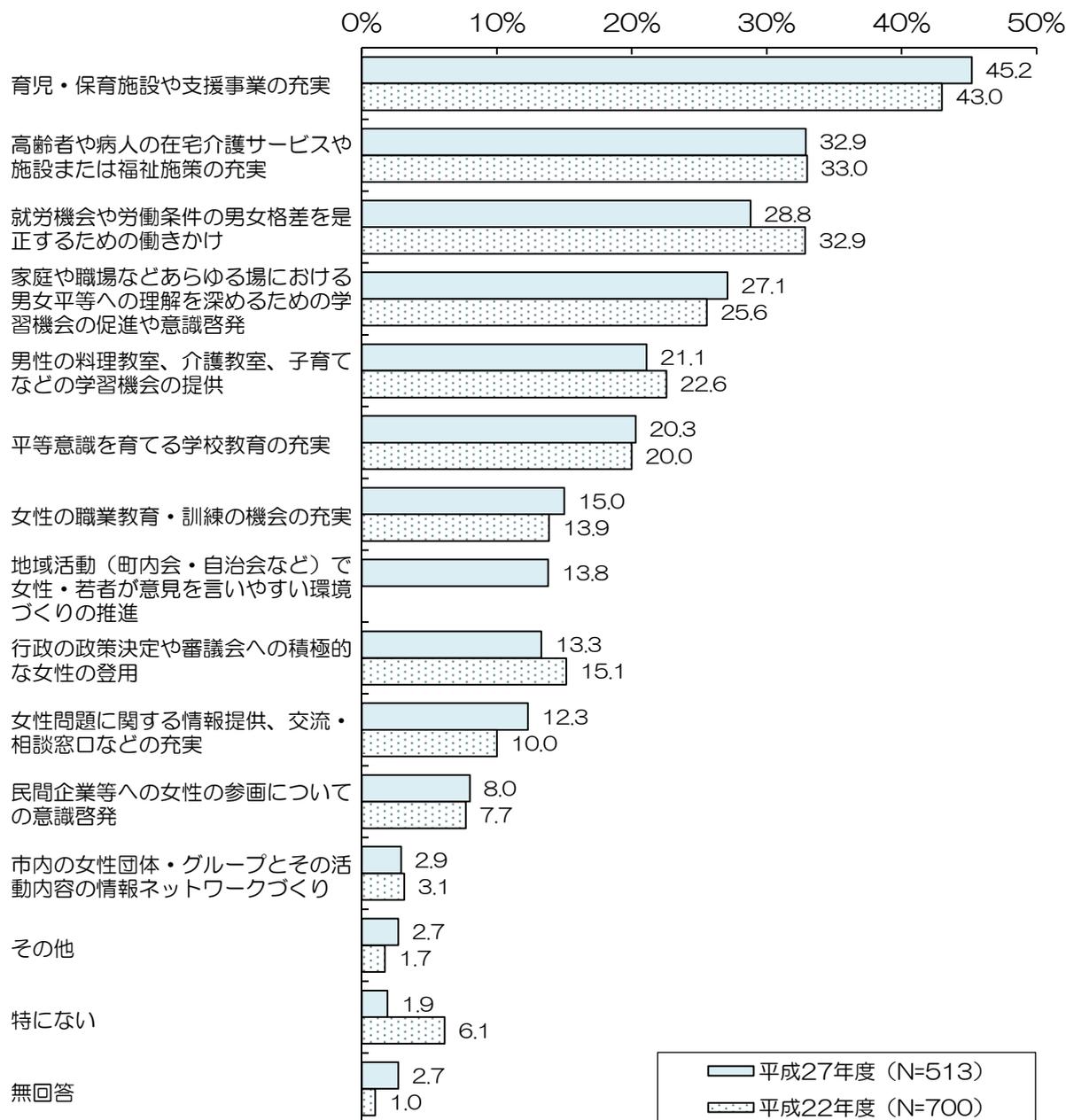


※選択肢「地域活動(町内会・自治会など)で女性・若者が意見を言いやすい環境づくりを推進すること」は平成27年度に新設

「育児休暇と介護休暇の充実、取得しやすい社会づくりを進めること」が49.7%と最も多く、次いで「子育てや介護、地域活動などへの男性の参画に対する男性の側の意識改革」が37.4%、「女性を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念・慣習しきたりを改めること」が36.1%などとなっています。経年比較でみると、「女性の就業や社会参加を支援するサービス(研修や講座など)の充実を図ること」が平成27年度で18.1%と、平成22年度と比べて5.4ポイント多くなっています。

(5) 男女平等社会実現のために行政が力を入れるべきこと

問15 男女平等社会の実現を図るために、今後、行政はどのようなことに力を入れるとよいと思いますか。(3つまで選択可)



※選択肢「地域活動（町内会・自治会など）で女性・若者が意見を言いやすい環境づくりを推進すること」は平成27年度に新設

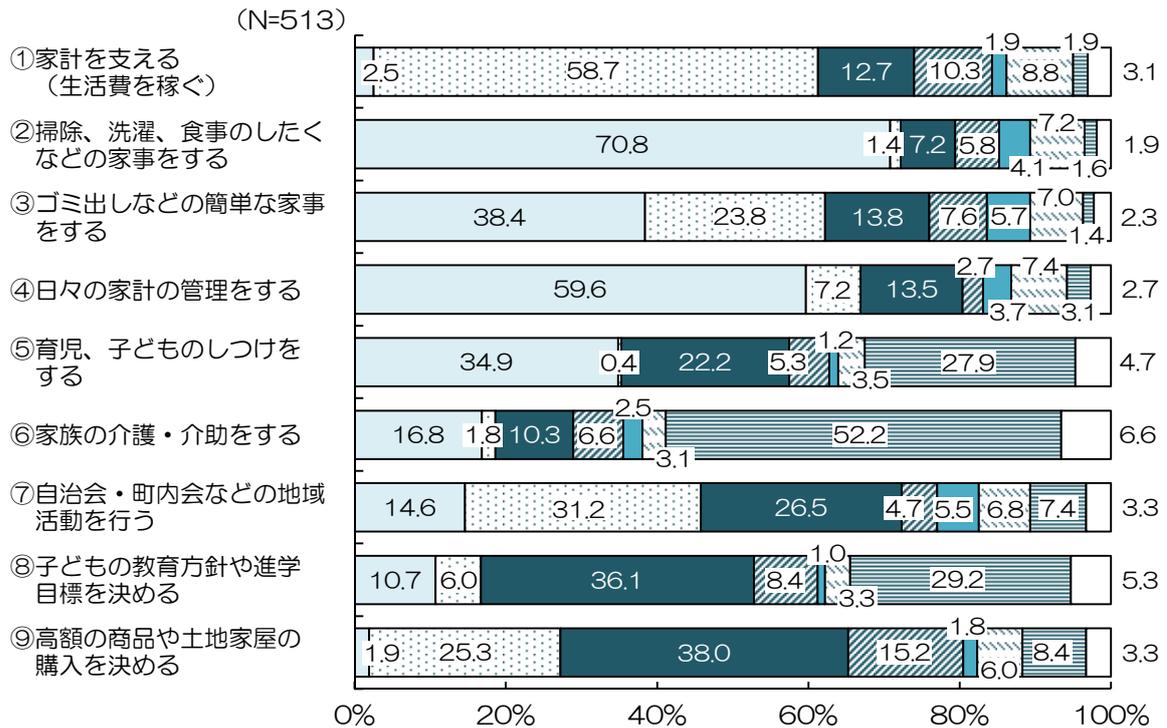
※選択肢「特にない」は平成22年度調査では「わからない」

「育児・保育施設や支援事業の充実」が45.2%と最も多く、次いで「高齢者や病人の在宅介護サービスや施設または福祉施策の充実」が32.9%、「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が28.8%などとなっています。経年比較でみると、「就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ」が平成27年度で28.8%と、平成22年度と比べて4.1ポイント少なくなっています。

(6) 家庭生活における役割分担

問16 あなたのご家庭では、次のことがらについて主に誰が分担していますか。

(それぞれ1つを選択)

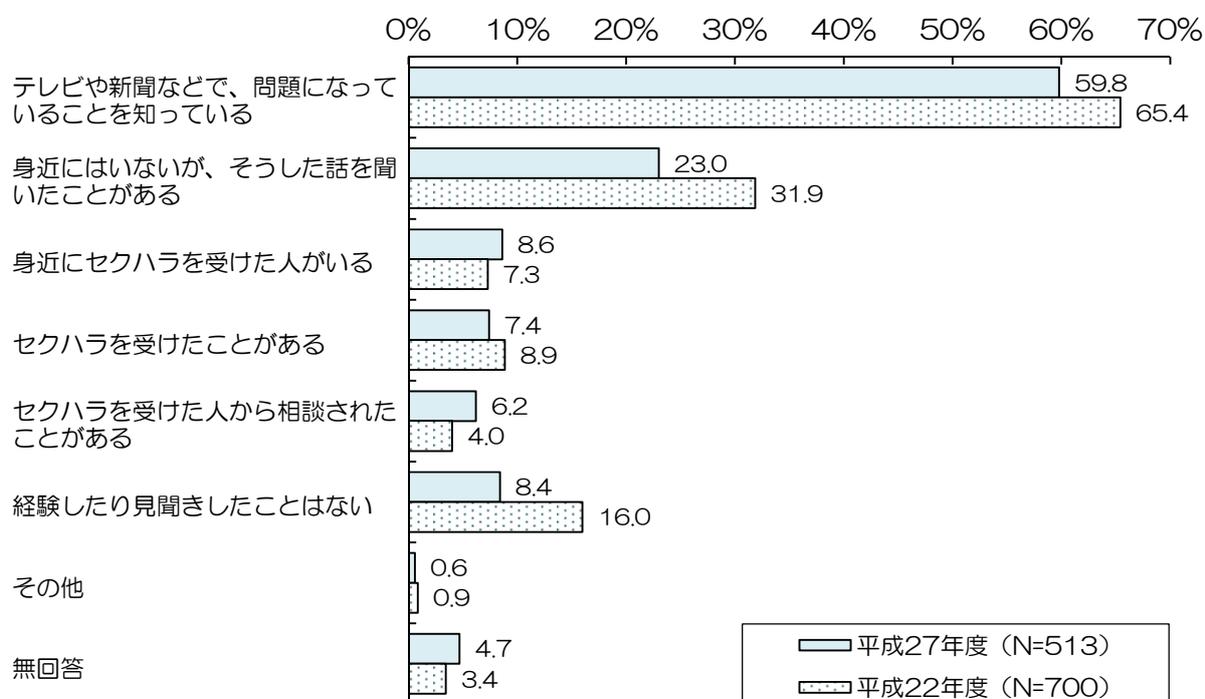


「主に妻」は“②掃除、洗濯、家事のしたくなどの家事をする”で70.8%と最も多くなっています。一方、「主に夫」は“①家計を支える(生活費を稼ぐ)”で58.7%と最も多くなっています。また、「妻と夫が半々」は“⑨高額の商品や土地家屋の購入を決める”で38.0%と最も多くなっています。

(7) セクハラ経験の有無

問24 あなたは、これまでに、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ・性的嫌がらせ）について経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。

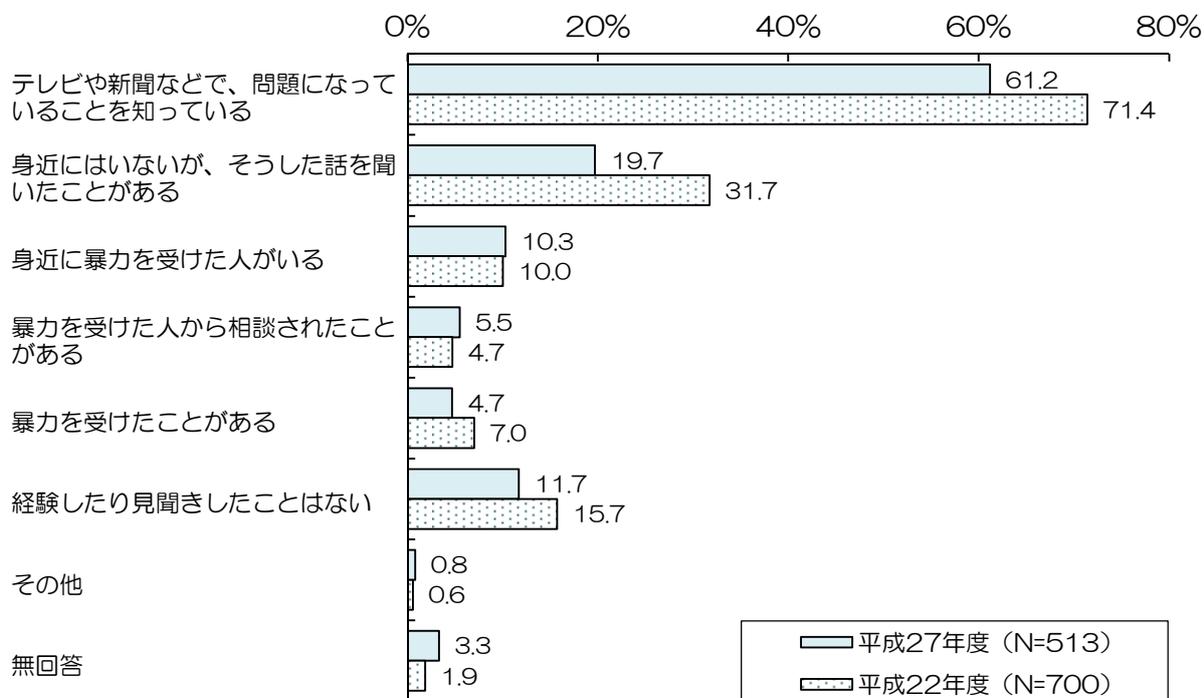
（あてはまるもの全て選択可）



「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が59.8%と最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が23.0%、「身近にセクハラを受けた人がいる」が8.6%などとなっています。また、「セクハラを受けたことがある」は7.4%となっています。経年比較でみると、「セクハラを受けたことがある」が平成27年度で7.4%と、平成22年度と比べて1.5ポイント少なくなっています。

(8) DV経験の有無

問26 これまでに、夫・妻や恋人など親しい間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、経験したり見聞きしたりしたことがありますか。
（あてはまるもの全て選択可）

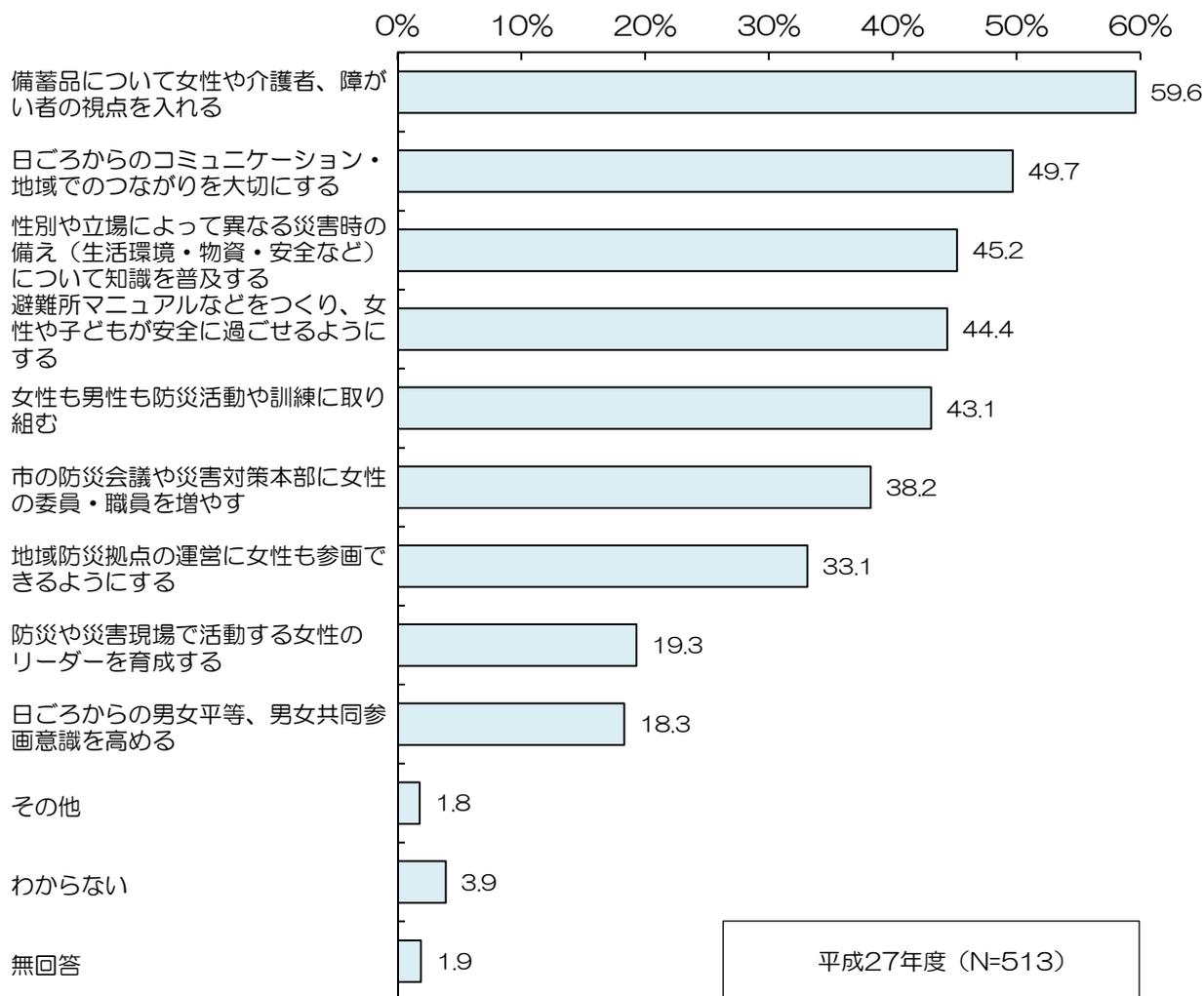


「テレビや新聞などで、問題になっていることを知っている」が61.2%と最も多く、次いで「身近にはいないが、そうした話を聞いたことがある」が19.7%、「身近に暴力を受けた人がある」が10.3%などとなっています。また、「暴力を受けたことがある」は4.7%となっています。経年比較でみると、「暴力を受けたことがある」が平成27年度で4.7%と、平成22年度と比べて2.3ポイント少なくなっています。

(9) 災害対応への女性参画のために必要な施策

問29 東日本大震災では災害直後や避難所運営に女性が参画していない、平時の防災や震災対応に女性の視点がない等の問題が指摘されました。災害に備えるために、これからどのような施策が必要だと思いますか。

(あてはまるもの全て選択可)

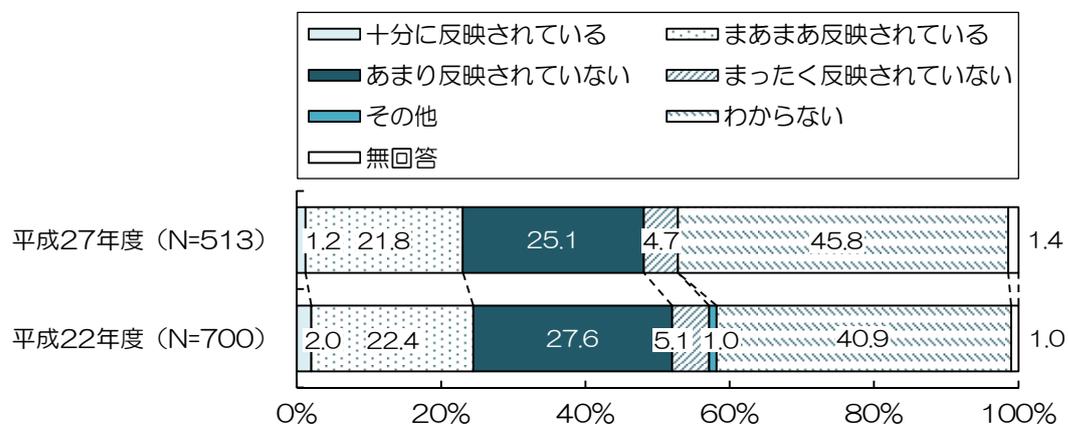


※この設問は平成27年度に新設されたため、経年比較はない

「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」が59.6%と最も多く、次いで「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」が49.7%、「性別や立場によって異なる災害時の備え（生活環境・物資・安全など）について知識を普及する」が45.2%などとなっています。

(10) 市政への女性の意見の反映

問32 あなたは市政に女性の意見が反映されていると思いますか。(1つを選択)



「あまり反映されていない」が25.1%と最も多く、次いで「まあまあ反映されている」が21.8%、「まったく反映されていない」が4.7%などとなっています。また、「わからない」が45.8%などとなっています。経年比較でみると、「十分に反映されている」と「まあまあ反映されている」をあわせた『反映されている』が平成27年度で23.0%と、平成22年度と比べて1.4ポイント少なくなっています。

3. 第2次計画の評価

平成22年度に策定した「女と男プランこさい（改訂版）」（第2次計画）では3つの基本目標を掲げ、計画を実効性のあるものにするために、数値目標として23の指標を設定しました。

第2次計画の達成状況（次ページ参照）の実績値と目標値を比較してみると、目標値を上回る項目は残念ながら23項目中3項目でしたが、9項目で目標値には届かなかったものの改善傾向が見られました。こうしたことから、全事業の実施状況を踏まえて総合的に評価した結果、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、少しずつですが進んでいます。

（1）あらゆる分野における男女共同参画の促進

人権尊重と男女共同参画意識啓発や理解促進を目指し、講演会やセミナーを開催してきましたが、残念ながら「男女共同参画」という言葉・考え方の認知度は、わずかながら下がるという結果になりました。しかしながら、「男は仕事・女は家庭」というような男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合は増加傾向にあることから、男女共同参画社会の考え方は徐々に浸透しつつあると考えられます。また、市の審議会などの女性委員の割合の増加は、着実に進展をみることができました。

今後も意識啓発や理解促進とともに、女性の参画があらゆる分野で推進されるように、女性の人材育成・拡充に向けた環境整備などの事業をより強化していくことが必要です。

（2）仕事と生活の調和に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度や、家庭・職場など身近な場面での男女の地位の平等感が少しずつ向上しています。一方で、育児・介護休業の取得については残念ながら前回調査時よりも取得しづらく感じている人が増えています。

言葉や制度の認知度の向上を目指しながら、ロールモデルの紹介や環境整備への支援など今後の取組強化が必要です。

（3）健康で安心して暮らせる環境の整備

平成24年度からの女性相談の設置や、あらゆる暴力の根絶を目指す「パープルリボン・プロジェクト」の実施など男女間の暴力の根絶のための取組が図られました。また、各種健診事業の継続や、不妊治療への支援事業も拡大して行われています。

ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントなど性の理解と尊重に向けた意識啓発活動を進め、また、様々な相談窓口の整備や関係機関との連携を推進していきます。

<第2次計画の達成状況>

項 目		実績 平成22年度	目標 平成27年度		実績 平成27年度
男女の固定的な役割分担意識に同感しない人の割合		38.6%	45.0%以上	⇒	41.7%
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度		70.3%	80.0%以上	⇒	69.4%
審議会等の女性委員の割合		30.2%	35.0%	⇒	33.8%
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合		24.7%	30.0%以上	⇒	23.0%
自治会や子ども会、ボランティア、サークル等の活動に参加している人の割合		49.6%	60.0%以上	⇒	58.5%
自治会や子ども会、ボランティア、サークル等の活動に参加していない人で、グループや団体を知らない人の割合		19.0%	15.0%以下	⇒	19.4%
湖新楽交流会の参加団体・個人の数		11団体（人）	15団体（人）	⇒	18団体（人） （26年度）
ワーク・ライフ・バランスの言葉・考え方の認知度		43.1%	50.0%以上	⇒	47.4%
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合		55.1%	40.0%以下	⇒	46.2%
家事・育児講座等への男性の参加者数（述べ人数）		167人	200人	⇒	150人 （26年度）
子育て支援センターの利用者数（延べ人数）		16,358人	25,000人	⇒	22,521人 （26年度）
家庭教育学級の参加者数（会員数）		198人	250人	⇒	175人 （26年度）
介護支援講座の参加者数（述べ人数）		251人	300人	⇒	開催方法の変更により 実績値なし
育児・介護休業を取得しやすいと答えた人の割合	育児休業	17.2%	25.0%以上	⇒	16.8%
	介護休業	15.6%	20.0%以上	⇒	13.2%

項 目		実績 平成22年度	目標 平成27年度		実績 平成27年度
職場において男性優遇と感じる人の割合		70.4%	60.0%以下	⇒	62.2%
男女共同参画社会づくり宣言事業所数		4事業所	10事業所	⇒	17事業所 (26年度)
家族経営協定締結数		45家族	55家族	⇒	54家族 (26年度)
住みやすいと答える市民の割合		72.9%	80.0%	⇒	72.8% (26年度)
子どもを育てやすいところであると 感じる市民の割合		13.8%	20.0%	⇒	34.9%
各種がん検診受診率	胃がん	18.8%	27.0%	⇒	17.9% (26年度)
	大腸がん	20.5%	34.0%	⇒	25.3% (26年度)
	肺がん	48.0%	52.0%	⇒	44.1% (26年度)
	子宮頸がん	28.7%	33.0%	⇒	28.7% (26年度)
	乳がん	35.7%	40.0%	⇒	34.7% (26年度)
初妊婦の妊婦講座の参加率		66.5%	80.0%	⇒	40.4% (26年度)
育児相談利用者数		718人	800人	⇒	521人 (26年度)
暴力を受けたことがある人の割合		7.1%	0.0%に 近づける	⇒	4.7%

※アンケート調査における値は、無回答を含んでいないため、市民意識調査結果と異なる場合がある

第3章

施策の内容

第3章 施策の内容

1. 基本理念

男女がいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、女性も男性も、あらゆる世代の誰もお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

2. 目指すべき方向性

基本理念である「男女がいきいき輝くまち・こさい」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

(1) 誰もが認め合うまち

誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。

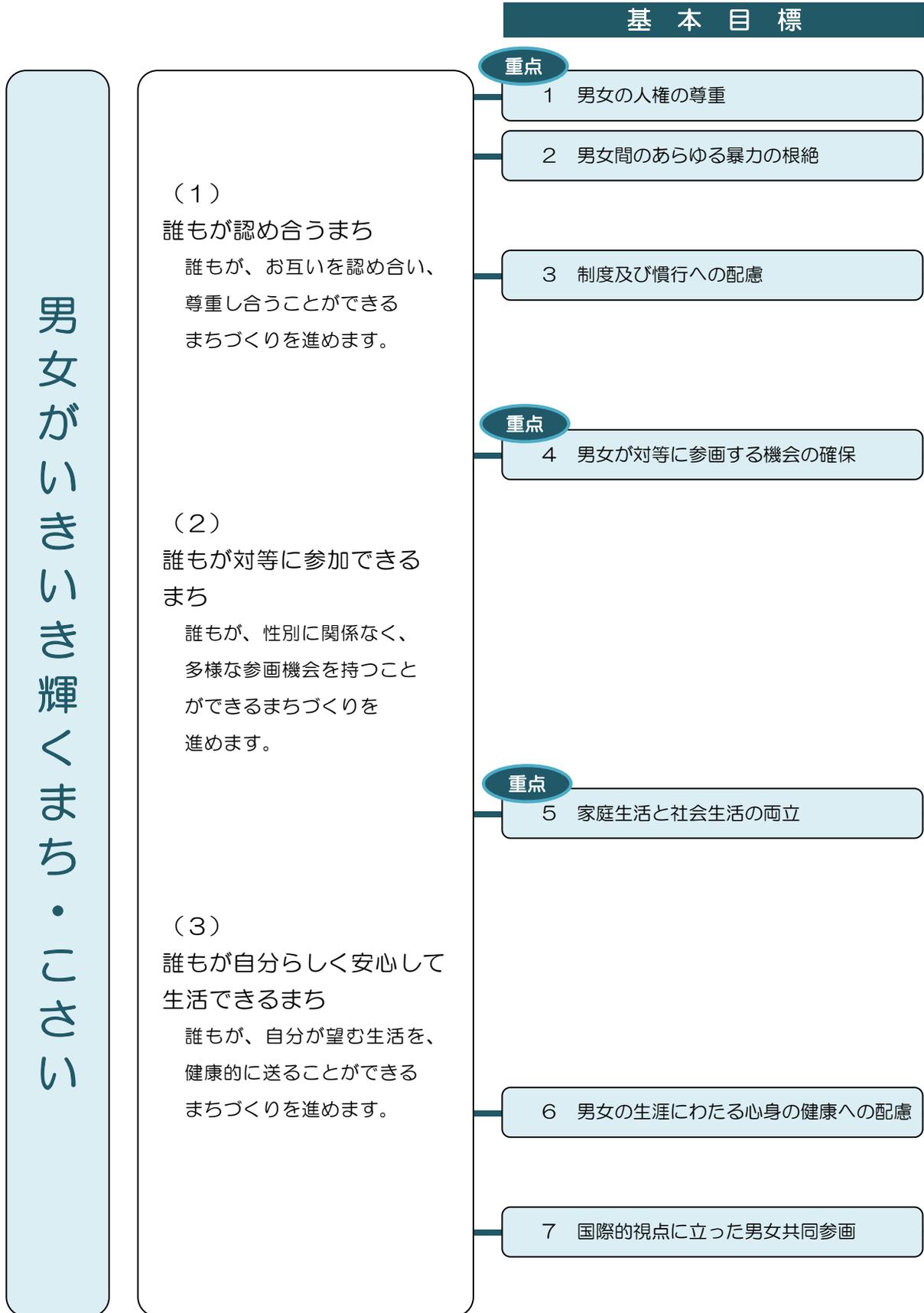
(2) 誰もが対等に参加できるまち

誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。

(3) 誰もが自分らしく安心して生活できるまち

誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。

3. 施策の体系



基本施策

施策の方向

男女共同参画と人権尊重の意識づくり

人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発

相談体制の充実と関係機関との連携

男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

男女共同参画に関する調査・研究と推進

家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

政策・方針決定の場への女性の参画促進

審議会・委員会などへの女性の参画推進

事業所や各種団体などにおける女性の登用促進

女性の人材育成の支援

地域活動への男女共同参画の促進

地域活動への参画促進

地域活動団体などとの連携の推進

男女共同参画の視点を意識した防災の推進

男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

仕事と生活の調和の実現のための支援

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

家事・育児・介護への共同参画の促進

働く場における男女共同参画の促進

男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

男女の均等な待遇確保の促進と啓発

ひとり親家庭などへの自立支援

生涯にわたる男女の心身の健康支援

生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

母性保護・母子保健の充実

国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進

国際社会の動向の把握と情報発信

4. 基本目標及び施策の方向

基本目標 1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する正しい認識と理解を持ち、お互いに認め合うことが必要です。しかし、意識調査の結果から、男女共同参画に対する認識が広く浸透しているとはいえない状況にあります。

市民に対する啓発活動や、各種講座を通じて、男女共同参画に対する正しい認識と理解を深め、男女共同参画を推進するための意識を醸成する必要があります。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度	69.4%	80.0%

基本施策 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

<施策の方向>

(1) 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

事業・施策名	内 容	担当課
講演会や講座などの実施	企業・団体・市民・教育関係機関など広い範囲を対象に、男女共同参画や人権の尊重に関する講演会や講座などを実施します。	地域福祉課 市民協働課
広報媒体などによる広報・啓発	ウェブを用いた情報発信や報道機関への情報提供など、あらゆる世代に対して、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行います。	地域福祉課 市民協働課

人権擁護委員の活動

湖西市には平成28年1月現在で8名の人権擁護委員が在籍しています。月に1度行われる人権相談での市民の相談対応、幼稚園・保育園・小中学校での人権教室や店舗での啓発活動をとおして、人権の擁護・人権について考える機会を提供する活動をしています。

「人権擁護委員の日」における啓発活動の様子



基本目標 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、その防止や根絶に向けた早急な取組が必要となっています。また、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、精神的な暴力であるモラル・ハラスメントや、妊娠・出産をめぐるマタニティ（パタニティ）・ハラスメントなど各種のハラスメントが、早急に対応すべき問題となっています。ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの認知度は高まってきていますが、実際に被害者がドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントを受けていると認識していないケースも多くあるため、概念的な周知・啓発から、具体的なケースの提示を通じた周知・啓発が必要であるといえます。

様々なハラスメントに関する情報を提供し、被害者の相談体制の充実、早期発見・早期解決ができる体制の整備が必要となっています。

ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントは、長期的に社会から無くすべき問題であり、市としても根絶に向けて取り組んでいきます。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.7%	半減 (2.3%)
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	7.4%	半減 (3.7%)

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。ここで、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深められるよう、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

資料：内閣府



基本施策 ▶ 男女間のあらゆる暴力の根絶

＜施策の方向＞

(1) ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発

事業・施策名	内 容	担当課
ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント防止の啓発、情報提供	パープルリボン・プロジェクトの実施や、モラル・ハラスメント、マタニティ（パタニティ）・ハラスメント、デートDVなど各種ハラスメントに対する正しい知識を市民が持つことができるよう啓発・情報提供を行います。また、男性がドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントの防止活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を行います。	市民協働課

(2) 相談体制の充実と関係機関との連携

事業・施策名	内 容	担当課
ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントに関する相談事業	ドメスティック・バイオレンスや様々なハラスメント相談に対応できる相談窓口を設置し、相談しやすく、個人のプライバシーに配慮した相談事業を実施します。	子育て支援課 長寿介護課 市民協働課
関係機関との連携による早期発見体制の整備	県の女性相談センターなど関係機関との連携体制を構築し、ドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントを早期発見できる体制を整備します。	子育て支援課 長寿介護課 市民協働課

パープルリボン・プロジェクトとは…

夫婦、親子、恋人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、アメリカで始まった国際的な草の根運動です。

湖西市では、11月をパープルリボン月間として、パープルリボンの着用や街頭啓発など様々な活動を行っています。

私たちのまわりから暴力をなくすために、ぜひこの運動にご参加ください。



基本目標 3 制度及び慣行への配慮

「夫は外で働き、妻は家で家庭を守る」という性別による固定的な役割分担意識は、時代と共に解消されつつあるものの、未だに社会全体に残っています。また、職場や地域活動などの様々な場において、男女平等の考え方が実現されていない現状があります。

性別による固定的な役割分担意識は、個人の個性と能力を十分に発揮することを制約する要因となっています。このような意識を解消していくためには、市民一人ひとりが自らの意識を変えていくことが必要となります。

男女共同参画に関する情報収集や、広報をはじめとした各種啓発活動への取組、学習機会の提供などにより、人権尊重や男女共同参画の考え方が必要であるという意識づくりや意識改革を進めることが必要です。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	41.7%	50.0%

基本施策 ▶ 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

<施策の方向>

(1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

事業・施策名	内 容	担当課
市政情報の収集と提供	市政における男女共同参画に関する情報を関係各課と連携することで収集し、市内公共施設などへのチラシ、パンフレット配布を通じて、市民へ情報提供します。	市民協働課
市外情報の収集と提供	国・県、先進事例を持つ自治体の情報を収集し、市役所だよりなどを通じて、市民へ情報提供します。	市民協働課

(2) 男女共同参画に関する調査・研究と推進

事業・施策名	内 容	担当課
意識調査の実施	市民の男女共同参画に対する認知度や理解度、ニーズを把握するために、意識調査を行います。	市民協働課
先進事例の研究	男女共同参画に関する先進的な事例の情報を収集し、市政への反映を検討します。	市民協働課

(3) 家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

事業・施策名	内 容	担当課
講習会や講座などによる意識づくり	市民があらゆる場面での男女共同参画に対する意識を持てるよう、男女共同参画週間での講演会の実施や定期的なセミナーを開催します。	市民協働課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女平等や性に対する意識の教育など、男女共同参画の視点に立った教育をライフステージに合わせて実施します。	学校教育課 幼児教育課 地域福祉課 市民協働課

男女共同参画地域セミナー

男女共同参画地域セミナーの様子



市内各所にて、地域セミナーを開催しています。男女共同参画に関する様々な問題・テーマについて、立場や年代を超えて意見交換をしながら考えていきます。(27年度は静岡大学・湖新楽交流会と連携して開催)

湖新楽交流会読み聞かせ隊

湖新楽交流会読み聞かせ隊による読み聞かせ



市内の幼稚園・保育園にて読み聞かせを行っています。絵本の読み聞かせやオリジナル劇を通して、性別にかかわらず“自分らしくあること”の大切さを伝える活動です。

基本目標 4 男女が対等に参画する機会の確保

誰もがあらゆる分野で個人の個性と能力を十分に発揮するためには、すべての男女が性別に関係なく対等な立場で参画し、活躍できる機会を保証されることが必要です。しかし、行政の政策決定過程や地域活動など多くの分野で男女共同参画が十分に実現されていない状況にあります。

啓発活動や調査研究を進めることで、意識の醸成を図り、男女があらゆる分野で対等な立場で活躍できる環境づくりを進めることが重要です。特に、防災面では依然男性が主要な役職を占める傾向があり、防災面における男女共同参画を推進していくことが急務といえます。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
審議会などの女性委員の割合	33.8%	40.0%
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.0%	30.0%
自主防災会の役員に女性がいる地区	2/60地区	10/60地区

基本施策1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

<施策の方向>

(1) 審議会・委員会などへの女性の参画推進

事業・施策名	内 容	担当課
市の審議会などへの女性の積極的な登用	各種審議会などに女性が登用されるよう各課に依頼を行うなど、各種審議会などに女性が登用される環境を整備します。また、各種審議会などへの女性の積極的な登用に全課で取り組みます。	市民協働課 他全課

(2) 事業所や各種団体などにおける女性の登用促進

事業・施策名	内 容	担当課
各種団体などにおける女性の雇用促進	女性雇用に対する意識啓発のために、企業や市民団体を対象に出前講座を実施します。	市民協働課

(3) 女性の人材育成の支援

事業・施策名	内 容	担当課
人材発掘・育成のための学習機会・情報提供	静岡県主催の人材育成講座に受講生を派遣するなど、女性の人材育成に関して学ぶ場を提供します。	市民協働課

基本施策2 地域活動への男女共同参画の促進

<施策の方向>

(1) 地域活動への参画促進

事業・施策名	内 容	担当課
地域活動の担い手育成	男女共同参画に関する情報を地域活動団体に提供したり、男女共同参画に関する各種講座を実施したりすることで、地域活動の担い手を育成します。	市民協働課

(2) 地域活動団体などとの連携の推進

事業・施策名	内 容	担当課
地域活動団体などへの支援	助成や情報提供により、地域活動団体などを支援します。	市民協働課
地域活動団体などとの連携	市民活動センターを拠点として、相談体制の整備や情報交換を行い、地域活動団体などとの連携体制を整備します。	市民協働課

基本施策3 男女共同参画の視点を意識した防災の推進

＜施策の方向＞

(1) 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

事業・施策名	内 容	担当課
セミナーや研修による啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーや研修を実施します。	危機管理課 市民協働課
地域における防災活動への女性参画の促進	地域の防災活動に女性が参画できる機会を得られるよう、自主防災会などに啓発活動を行います。	危機管理課 市民協働課
防災に関する意思決定機会への女性参画の促進	市の防災担当部署における女性の登用や、防災会議など防災における重要な意思決定の場への女性登用を推進します。	危機管理課 市民協働課

湖西市地域防災指導員

湖西市地域防災指導員は、平成28年2月現在、40名で活動しています。うち女性は9名在籍し、外国人や若い世代への防災知識の普及啓発活動、地域の自主防災組織への男女双方の視点に立った防災対策の提案など、精力的に活動しています。



出前講座の様子



活動発表会の様子

湖西市消防団女性分団

平成28年1月1日現在、24名の女性消防団員が活躍しています（団員数が県内トップクラス！）。女性の持つ特有のソフト面を生かして、火災予防を広く市民に啓発するために住民に対する防災教育、応急手当の普及指導などを行っております。



第21回女性消防操法 全国大会準優勝
(平成25年10月17日)



応急手当指導員として一般市民に救命講習

基本目標 5 家庭生活と社会生活の両立

少子高齢化やライフスタイルの変化による働き方の多様化に伴い、仕事と家庭生活を両立できる社会が求められています。

女性が、性別にかかわらず活躍できる就労環境はもちろんのこと、男性も家庭生活に深くかかわれるような就労環境を整備することも重要となります。

ワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、男性の家庭生活などへの参画を促進するとともに、就労の場における男女共同参画の促進や、多様な働き方に対応した子育てや介護を支える環境の整備が必要となっています。

<目標指数>

指 標		現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女共同参画社会づくり宣言事業所数		17事業所 (26年度)	25事業所
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合		46.2%	40.0%以下
育児休業・介護休業を取得しやすいと 答えた割合	育児休業	16.8%	25.0%
	介護休業	13.2%	20.0%

基本施策1 仕事と生活の調和の実現のための支援

<施策の方向>

(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

事業・施策名	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	広報誌や中小企業対象のメールマガジンなどを通じて、広報・啓発を行います。また、広報・啓発においては、必要性・有効性を広報・啓発するだけでなく、ワーク・ライフ・バランスのロールモデルなど、実効性のある情報を発信していきます。	商工観光課 市民協働課

(2) 家事・育児・介護への共同参画の促進

事業・施策名	内 容	担当課
男性の家庭生活などへの参画を促す 広報・啓発	男性の家庭生活や育児、介護などへの参画を重視した広報・啓発を行います。	市民協働課
男性を対象とした 家事講座などの実施	男性が家事・育児に参画できるよう、男性を対象とした料理教室などを実施します。	健康増進課 市民協働課
男性の育児力向上と 子育て意識の醸成	家庭教育サポート講座の実施や男性が参加しやすい育児（子育て）に関するイベントの広報・実施により育児力の向上と子育て意識の醸成を図ります。	子育て支援課 社会教育課
男性の介護に関する 意識の醸成	男性が介護に参画している事例の情報発信などを通じて、男性の介護に参画する意識を醸成していきます。	長寿介護課 市民協働課

基本施策2 働く場における男女共同参画の促進

<施策の方向>

(1) 男女の多様な働き方を可能にする環境の整備

事業・施策名	内 容	担当課
育児・介護休業制度の 広報・啓発	厚生労働省の両立支援等助成金の事業所への周知などを通じて、育児・介護休業制度の広報・啓発活動を行います。	商工観光課
事業所内保育施設 設置の促進	事業所内保育施設運営事業費補助を行うなど、事業所内保育施設の設置を促進します。	商工観光課
市役所内における 男女共同参画の 職場づくり	女性職員の積極的登用や性差別のない人事配置、女性職員のスキルアップ研修の実施などにより、市役所内における男女共同参画の職場づくりを推進します。	総務課
女性の多様な働き方 に関する支援	起業や資格取得に関する情報提供やセミナーなどを実施することで、女性の多様な働き方を支援していきます。	商工観光課 市民協働課

(2) 男女の均等な待遇確保の促進と啓発

事業・施策名	内 容	担当課
「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進	県との連携や、男女共同参画社会づくり宣言事業所に対する建設工事に係る入札制度における優遇措置などを周知することで、「男女共同参画社会づくり宣言事業所」の普及促進を行います。	市民協働課 契約管財課 商工観光課
農林水産業など自営業に従事する女性の労働条件・就労環境の整備	家族経営協定推進会議の開催などにより、新規協定締結を促進することで、労働条件・就労環境の整備を行います。	農林水産課
男女の均等な雇用機会と待遇確保の広報・啓発	一人ひとりが活躍できる職場づくりの支援や、市広報誌・中小企業対象のメールマガジンによる広報・啓発活動を実施します。	商工観光課

(3) ひとり親家庭などへの自立支援

事業・施策名	内 容	担当課
ひとり親家庭への生活支援の充実	生活の自立を図るために、各種手当の支給や助成を、ひとり親家庭を対象に行います。また、就職に有利な技能資格の取得に関する情報や、ひとり親家庭への支援を行う団体の情報などを提供することで、ひとり親家庭への生活支援を充実していきます。	子育て支援課

男女共同参画社会づくり宣言事業所

静岡県では、従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和など男女共同参画社会づくりに関する取組を県内事業所・団体に宣言いただき、宣言事業所・団体を広くPRしています。宣言事業所・団体には「登録証」を発行し、宣言内容や事業所・団体の紹介を県のホームページや広報誌等で行っています。また、宣言事業所・団体向けの講座やセミナー等も開催されています。

湖西市では、平成28年1月現在、19事業所が宣言をしています。

湖西市役所も宣言しています。

(写真は登録証交付式の様子：平成26年7月)



基本目標 6 男女の生涯にわたる心身の健康への配慮

誰もが充実した生活を送るためには、性別にかかわらず心身ともに健康であることが重要です。女性は特に妊娠・出産など、男性とは異なる心身の不安を抱えています。また、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解も重要となっています。

性の理解と尊重や健康に対する意識啓発、さらには相談体制の整備を通じて、男女を問わず、心身や性に関する健康の保持・増進に取り組むことが必要です。

<目標指数>

指 標		現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女特有のがん検診受診率	乳がん (40～69歳)	60.7% (26年度)	65.0%
	子宮頸がん (20～69歳)	50.6% (26年度)	55.0%
	前立腺がん (50～69歳)	28.7% (26年度)	35.0%
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度		—	50.0%

基本施策 生涯にわたる男女の心身の健康支援

<施策の方向>

(1) 生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

事業・施策名	内 容	担当課
性の理解と尊重に向けた意識啓発	広報誌などを通じた情報提供や啓発により、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に対する理解に向けた意識啓発を行います。	健康増進課 市民協働課
健康に対する意識啓発	各種健康教室の実施や相談体制の整備により、健康に対する意識啓発を行います。	健康増進課
心身と性に対する相談体制の整備	心身の悩みに対して相談しやすい環境や性に対する相談体制を整備します。また、研修を通して職員の意識や理解を深めます。	総務課 市民協働課

(2) 母性保護・母子保健の充実

事業・施策名	内 容	担当課
妊娠・出産に対する正しい知識の普及・啓発	妊婦講座などへの父親の参加促進や、妊娠・出産に対する正しい知識を発信していきます。	健康増進課 市民協働課
不妊治療に対する支援	不妊治療に対する経済的支援を行います。	健康増進課

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）とは…

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持つことを意味します。リプロダクティブ・ヘルスには、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力に関するなどが含まれます。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利です。

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基礎です。特に、女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があるため、性と生殖に関する健康と権利の視点が重要です。

基本目標 7 国際的視点に立った男女共同参画

男女共同参画の考え方は在住外国人にとっても必要です。また、男女共同参画の考え方を世界基準で考えていくことも必要です。

在住外国人に対しても、情報を翻訳し、発信することを通じて、男女共同参画の理解を深め、世界における男女共同参画の考え方を調査・研究することにより、世界基準の男女共同参画を推進していくことが必要です。

<目標指数>

指 標	現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数	5件 (26年度)	10件
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	—	4回

基本施策 国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

<施策の方向>

(1) 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進

事業・施策名	内 容	担当課
各種相談体制の整備	在住外国人も男女共同参画に関する相談ができるよう、多言語に対応した相談窓口を整備します。	市民協働課
在住外国人向けの情報発信	市民向けに発信する情報を複数の言語に翻訳することにより、在住外国人への情報発信を行います。	市民協働課

(2) 国際社会の動向の把握と情報発信

事業・施策名	内 容	担当課
国際社会の情報の収集と発信	国連婦人の地位委員会に関する情報など、国際社会における男女共同参画に関する情報を収集し、情報発信します。	市民協働課

第4章

計画の推進

第4章 計画の推進

1. 計画を推進する体制の整備

(1) 庁内における推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために、庁内各課と連携します。また、庁内関係各課長で構成される湖西市男女共同参画推進委員会を設置し、計画実施についての調整、進捗状況の報告・評価などを行います。

また、研修などを通じて、男女共同参画の視点を持った職員を養成します。

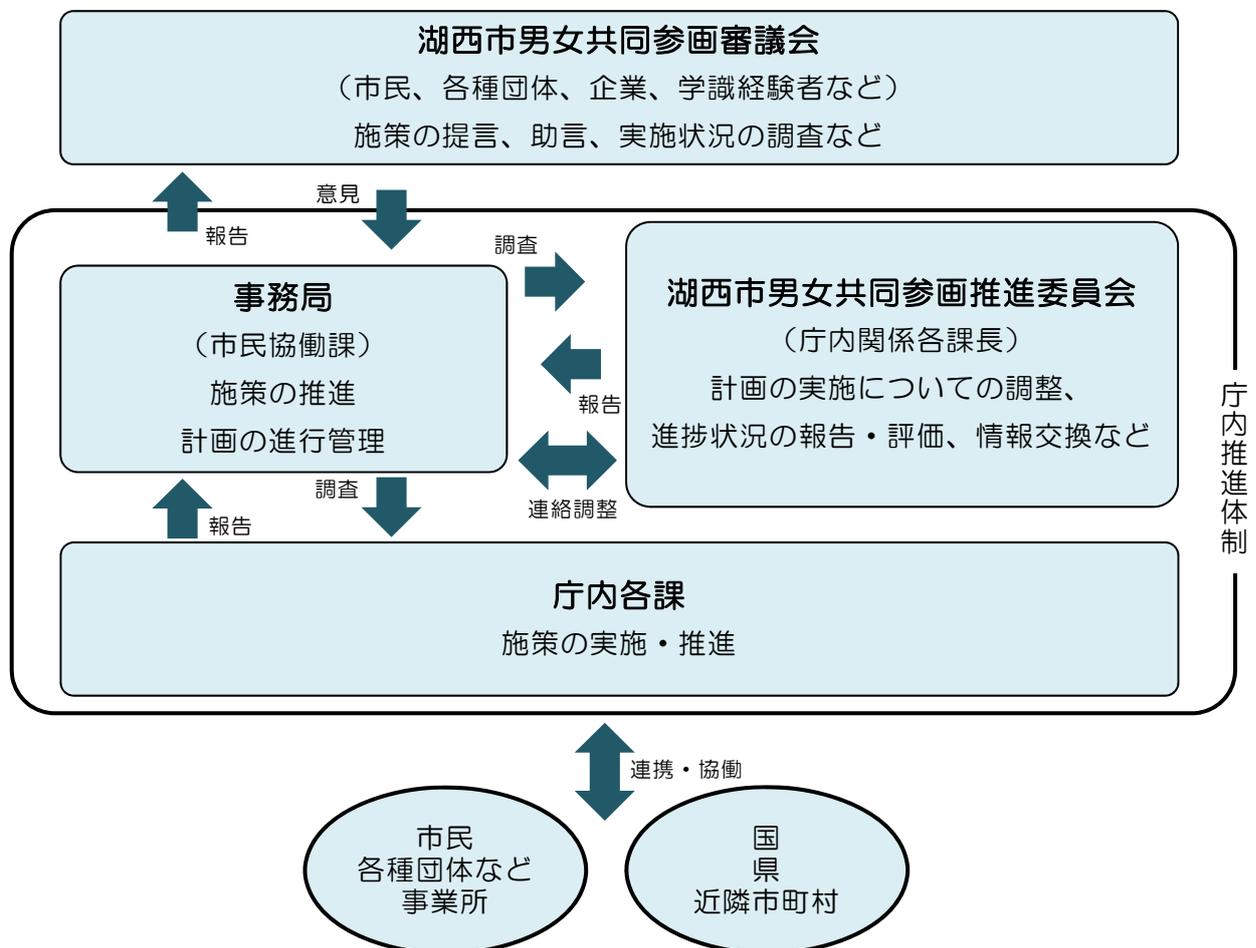
(2) 市民参画による推進

市民の意見を施策に反映させるために、市民・各種団体・企業・学識経験者などで構成される「湖西市男女共同参画審議会」を設置し、施策の提言、助言などを行える場を設置します。

(3) 国・県との連携及び協力

市単独では解決できない問題に際しては、国や県、さらには近隣市町村と連携を行い、計画を推進します。

<推進体制図>



2. 計画の進捗状況の点検及び情報公開

毎年計画の進捗状況を評価・点検し、進捗状況を報告していきます。

3. 数値目標の設定による推進

計画を実効性のあるものとするために、実施する施策に対する目標を数値化しました。本計画で設定した数値目標は以下の通りです。

項 目	現状 平成27年度	目標 平成32年度	
「男女共同参画社会」の言葉・考え方の認知度	69.4%	80.0%	
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.7%	半減 (2.3%)	
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	7.4%	半減 (3.7%)	
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	41.7%	50.0%	
審議会などの女性委員の割合	33.8%	40.0%	
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	23.0%	30.0%	
自主防災会の役員に女性がいる地区	2/60地区	10/60地区	
男女共同参画社会づくり宣言事業所数	17事業所 (26年度)	25事業所	
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合	46.2%	40.0%以下	
育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	16.8%	25.0%
	介護休業	13.2%	20.0%

項 目		現状 平成27年度	目標 平成32年度
男女特有のがん検診受診率	乳がん (40～69歳)	60.7% (26年度)	65.0%
	子宮頸がん (20～69歳)	50.6% (26年度)	55.0%
	前立腺がん (50～69歳)	28.7% (26年度)	35.0%
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の認知度		—	50.0%
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数		5件 (26年度)	10件
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数		—	4回

第5章

參考資料

第5章 参考資料

1. 関連法令・計画

関連法令・計画	解 説
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。5つの基本理念と、地方公共団体、国民の責務等について規定している。</p> <p>参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html</p>
第4次男女共同参画基本計画（H28～H37）	<p>男女共同参画社会基本法に基づき策定された国の計画。「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4点を強調した視点で策定されている。</p> <p>参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html</p>
静岡県男女共同参画推進条例	<p>県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層確実なものとするため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、県の基本的施策を示すとともに、県、県民、民間の団体の責務を明らかにしている。</p> <p>参考：静岡県 https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/menu03.html</p>
第2次静岡県男女共同参画基本計画（H23～H32）	<p>静岡県男女共同参画推進条例に基づき策定された計画。静岡県における男女共同参画社会実現に向けて基本的な静岡県の取組の方向を示している。</p> <p>参考：静岡県 https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/dai2jikeikakusakutei.html</p>
育児・介護休業法	<p>正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申し出をすることによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。</p> <p>参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1q.pdf</p>
次世代育成支援対策推進法	<p>次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって時代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。地方公共団体や事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。</p> <p>参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/jisedai-suisinhou.pdf</p>

関連法令・計画	解 説
女子差別撤廃条約	<p>正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年第34回国連総会で130か国の賛成を得て採択され、我が国は昭和60年に批准した。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。</p> <p>参考：外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html</p>
DV防止法	<p>正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。</p> <p>参考：内閣府 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/no_violence/dvhou.html</p>
男女雇用機会均等法	<p>正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年に施行され、平成9年6月に女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。</p> <p>参考：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/dl/20000401-29.pdf</p>
ワーク・ライフ・バランス憲章	<p>国の政労使トップで合意されたもので、国民的な取組の大きな方向性を示すもの。いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割をわかりやすく示している。</p> <p>参考：内閣府 http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html</p>
湖西市男女共同参画推進条例	<p>一人ひとりが大切にされ、“自分らしくあること”ができる「男女共同参画社会」の実現をめざしている。男女共同参画社会の形成に関する取組を、より総合的にかつ計画的に推進するための指針として制定された条例。男性が直面している課題への取組に配慮していること、性同一性障害をもつ人その他多様な性をもつ人の人権についても配慮していること、「防災における促進」「多文化共生における促進」を基本的施策に示していることが特徴である。</p> <p>参考：湖西市 http://www.city.kosai.shizuoka.jp/7647.htm</p>
新・湖西市総合計画（H23～H32）	<p>湖西市の目指すべき将来像である、「市民協働で創る「市民が誇れる湖西市」」の実現のための施策などをまとめ、新たなまちづくりや行政経営の指針となる計画。</p> <p>参考：湖西市 http://www.city.kosai.shizuoka.jp/3717.htm</p>

湖西市 男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 基本施策（第 11 条—第 19 条）

第 3 章 推進体制（第 20 条—第 28 条）

第 4 章 湖西市男女共同参画審議会 （第 29 条—第 34 条）

第 5 章 雑則（第 35 条）

附則

全ての人が、お互いの人権と個性の多様性を大切にし、自らの意思により、能力を十分に発揮できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等に向けた様々な取組が進められてきました。

湖西市においても、「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を策定し、様々な施策を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っており、男女平等の実現にはなお一層の努力が求められています。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、外国人居住者の増加等社会経済情勢の変化に対応し、誰もが対等な立場で活躍できるまちであるためには、自然と産業にめぐまれ、市民活動が盛んな本市の特性をいかしつつ男女共同参画の推進に、より一層取り組むことが重要であり、全ての人に、均等に責任を負っ

て社会に参画する機会を付与することが必要です。

ここに、私たちは、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協働して、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進し、市民が誇れる未来のあるまちづくりに資するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民団体 自治会、町内会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場に関わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある、又はあった者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が協力して行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び次に掲げる事項が留意されること。
 - ア 男女共同参画の推進に当たっては、性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。
 - イ 男女共同参画の推進に当たっては、女性が直面している課題や女性の参画

促進だけに注目するのではなく、男性が直面している課題への取組、男性の参画が少ない分野への男性の参画促進にも努めなければならない。

- (2) 男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないように配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として市の施策並びに事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され、その実現のために積極的格差改善措置が講ぜられること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、学校、職場、地域その他の社会生活における活動に平等に参画できるよう、仕事と生活の調和（第15条において「ワーク・ライフ・バランス」という。）に配慮されること。
- (6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。
- (7) 男女共同参画の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であることを認識し、全ての人がある推進について積極的に協力し合うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同

参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育関係者と協力して行うとともに、国及び県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めるものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、財政上の措置及び必要な体制の整備をするよう努めるものとする。

5 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について関心を持ち、理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において自主的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、就労者が職業生活と家庭生活その他の社会における活動とを両立できるよう就業時間等の規則及び職場環境を整備するとともに、その事業の業務における方針の立案及び決定の過程に男女が平等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、就労者に対し、男女共同参画

の推進に役立つ情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、その運営又は活動の意思決定に男女が平等に参画し、共に責任を担う環境を整備するとともに、男女が互いに能力を発揮できるよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に鑑み、男女共同参画の理念をよく理解し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第9条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別を理由として個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の表現への配慮）

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げ

る表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(意識づくりの促進)

第11条 市は、男女共同参画の意識づくり及び意識改革を進めるため、啓発活動及び学習機会の提供を行うものとする。

(政策・方針決定の場における促進)

第12条 市は、市の政策又は方針の策定に関する審議会が審議を行い、又は事業者、市民団体若しくは教育関係者がその方針を決定するに当たっては、男女共同参画を促進するための情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(地域活動における促進)

第13条 市は、自治会、町内会、PTA等地域活動において男女が共に参画できるよう、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(雇用における促進)

第14条 市は、雇用における男女共同参画社会の形成を促進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(仕事と生活の調和の促進)

第15条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女の生涯にわたる健康の促進)

第16条 市は、市民が性差に関する理解を深め、男女が共に生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(暴力の根絶)

第17条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等、性

に起因する暴力への不安や恐れがないことは、男女が個人として十分に能力を発揮するための最低限の条件であることから、男女共同参画の推進においては、暴力の根絶を重要課題と位置付け、推進するものとする。

(防災における促進)

第18条 市は、防災(災害復興を含む。)に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(多文化共生における促進)

第19条 市は、男女共同参画の推進に当たって、多文化共生社会を目指すまちづくりに関する事業との連携に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女共同参画の計画)

第20条 市長は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、これに基づく施策を実施しなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第29条の湖西市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映するよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の

形成に配慮するものとする。

(実施状況の報告)

第 22 条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、第 29 条の湖西市男女共同参画審議会の意見を付して公表するものとする。

(事業者、市民団体及び教育関係者からの報告)

第 23 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育関係者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求め、又は助言することができる。

(調査及び研究)

第 24 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び効果的な実施のため調査及び研究を行い、その成果の活用に努めるものとする。

(情報提供及び広報活動)

第 25 条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者、市民団体及び教育関係者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて相談体制及び支援策を含む情報の提供を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する市民団体のネットワークと協働し、その活動及び取組を支援するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行

う男女共同参画地区推進員を置くことができる。

(積極的格差改善措置)

第 27 条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の格差が男女間に生じていると認めるときは、市民、事業者、市民団体及び教育関係者と協力し積極的格差改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、政策決定過程への女性の参画を推進するため、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の任命又は委嘱をするに当たっては、積極的に女性の任命又は委嘱をし、積極的格差改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第 28 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

第 4 章 湖西市男女共同参画審議会

(設置)

第 29 条 市に、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、湖西市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 30 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第 20 条第 2 項及び第 22 条の規定に基づき市長に意見を述べること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に係る基本的かつ総合的な施策及び重要な施策その他男女共同参画の推進に関する事項について審議すること。

(組織及び委員)

第 31 条 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 32 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第 35 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 基本計画が定められるまでの間、平成 24 年 2 月に定められた「女（ひと）と男（ひと）プランこさい」を基本計画とみなす。

第 5 章 雑則

2. 計画策定の経緯

<男女共同参画審議会>

開催日	回	内 容
平成27年6月12日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・平成26年度男女共同参画推進プラン進捗状況等について ・「女と男プランこさい」の改訂について ・市民意識調査案について
平成27年10月23日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン案について
平成28年1月15日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次湖西市男女共同参画推進計画案について
平成28年3月24日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次湖西市男女共同参画推進計画最終案について

<男女共同参画推進委員会（庁内）>

開催日	回	内 容
平成27年5月29日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度男女共同参画推進プラン進捗状況等について ・「女と男プランこさい」の改訂、市民意識調査案について
平成27年10月15日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査結果について ・次期男女共同参画プラン案概要について
平成28年1月14日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次湖西市男女共同参画推進計画案について

<市民意識調査・パブリックコメント>

実施期間	内 容
平成27年 7月7日～7月21日	市民意識調査の実施 調査対象：湖西市在住の18歳以上の男女1,500人 調査方法：郵送配布・郵送回収 有効回収率：513票（34.2%）
平成28年 1月25日～2月12日	パブリックコメントの実施

3. 委員名簿

氏名	所属	備考
荒井千鶴子	NPO法人浜松カウンセリングセンター	
池田恵子	静岡大学教育学部（教授）	会長
伊藤小夜子	湖新楽交流会	副会長
岩崎典子	県立湖西高等学校（副校長）	
笠木正憲	FDK(株)人事勤労部長	
五味道隆	公募市民	
末吉由佳	外国にルーツのある市民	
原道也	弁護士	
三浦光雄	湖西市民生委員児童委員協議会副会長	
山下美恵子	新居町婦人会	

五十音順

4. 用語解説

用語	解説
一般事業主行動計画	事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備のほか、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取組を具体的に盛り込んだもの。次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員101人以上の事業主は一般事業主行動計画を策定し、県労働局に届け出ることが義務付けられている。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めること。
湖新楽交流会	団体及び個人が情報を交換し合い、お互いに連携を図るとともに、男女共同参画社会を目指した交流活動を展開している団体。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	職場・学校・地域活動等において、本人の意に反した攻撃的で屈辱的な性的言動や勧誘により、仕事などをしていくうえで、一定の不利益を受けたり、環境が悪化したりすること。
男女共同参画社会づくり宣言事業所	従業員の子育てや介護、個性と能力の発揮、仕事と生活の調和の推進などの男女共同参画の取組を宣言し、静岡県へ登録した事業所のこと。
デートDV	恋人同士間で起こる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力（デートの費用を払わせる、お金を借りたままにするなど）、社会的暴力（メールや電話の履歴をチェックする、友人関係を制限するなど）を受けること。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人などの親しい関係にある人から、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）、性的暴力（性行為を強要するなど）、精神的暴力（無視する、ののしる、ばかにするなど）、経済的暴力（働かせない、お金を使わせないなど）、社会的暴力（人間関係や行動を制限する、監視するなど）を受けること。
パタニティ・ハラスメント	育児休業取得や、育児参画目的の短時間勤務、フレックス勤務などを活用することを希望する男性社員に対して行われる、嫌がらせ行為のこと。
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産をきっかけに女性社員に対して行われる精神的・肉体的な嫌がらせ行為のこと。妊娠・出産を理由とした解雇や自主退職の強要、雇い止め、育児休業を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなども含まれる。
モラル・ハラスメント	自覚の有無にかかわらず、身体的な暴力だけでなく、態度や言葉などによって行われる精神的な嫌がらせ・迷惑行為のこと。

用 語	解 説
ライフステージ	人間の一生を幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に段階区分したもの。
性と生殖に関する健康・権利 (リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)	生殖システム、機能や活動過程のすべての面において完全に良好な状態であり、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもの人数や子どもを持つ時期を決める自由がある状態と権利のこと。平成6年にカイロで開かれた国際人口開発会議において合意された。
ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した生活（子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習などあらゆる活動が含まれる。）を両立させながら、個人の能力を最大限発揮できるように支援する考え方や施策のこと。仕事優先から仕事と生活のバランスがとれた働き方や生き方への展開が求められるようになってきている。